

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第72号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次に掲げる区域における水産動物の保護繁殖を図るため、水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和7年7月23日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会 長 柴 山 雅 洋

1 禁止期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

2 禁止区域

筑後川 三養基郡みやき町大字江口筑後大堰の堰軸からその上流側
300メートル及び下流側300メートルまでの佐賀県の区域